

倫理委員会議事次第

(第 97 回 2025 年 6 月 6 日 (金) 10:00~11:50)

I 開会

II 議題

審議事項

1. IESBA 討議資料「集団投資ビークル及び年金基金」に対するコメント案について

【資料 1-1~1-3】

報告事項

1. IESBA-JSS (基準設定主体) 会議報告について

【資料 2】

2. 会員からの職業倫理相談状況について

【資料 3】

III 閉会

以 上

資 料	資料No.
IESBA 討議資料「集団投資ビークル及び年金基金」に対する意見について	1-1
IESBA 討議資料「集団投資ビークル及び年金基金」に対する意見案	1-2
【原文】 Consultation Paper – Collective Investment Vehicles and Pension Funds	1-3
IESBA-JSS 会議報告	2
会員からの職業倫理相談状況	3

2025年6月6日
第97回倫理委員会
配付資料No. **1-1**

IESBA討議資料「集団投資ビークル及び 年金基金」に対する意見について

Consultation Paper - Collective Investment Vehicles and Pension Funds

2025/6/6



背景

- 現在、IESBA（国際会計士倫理基準審議会）は、投資信託等の集団投資ビークル及び年金基金の財務諸表を監査する監査人の独立性に関する規定の作成を検討している。
- 本会の倫理規則は、IESBA倫理規程を基に、我が国の公認会計士法等の法令や、我が国に以前から存在した倫理関係の規定等を考慮して作成されている。
- 本会の倫理規則等は、原則として、IESBAが公表しているIESBA倫理規程よりも緩やかな基準を適用しないよう求められている。
- 我が国として主張すべき点は、IESBAの公開草案に対する意見発信に加え、IESBAの公開草案が公表される前の議論の段階からコメントを発信することが重要になる。
- 今回のIESBA討議資料「集団投資ビークル及び年金基金」についても、本倫理委員会及び本会役員会の審議を経て、本会のコメントをIESBAに提出したい。



コンサルテーション・ペーパー（CP）について①

- 2021年、IESBA倫理規程におけるPIE（社会的影響度の高い事業体）の範囲に「集団投資ビークル」「年金基金」を含めることを検討したが、そのようなスキームの構造、ガバナンス、規模が多様であることから、強制的なPIEのカテゴリーから除外した。しかし、公益監視委員会（PIOB）の同意を得て、「関連事業体」の概念の適用に関する疑問点を踏まえ、独立性の観点から包括的に見直すことを約束した。
- 2025年3月、IESBAは、集団投資ビークル及び年金基金（併せて「投資スキーム」）の監査における独立性に関する考慮事項について、利害関係者からのフィードバックを募集するため、**「集団投資ビークル及び年金基金-監査人の独立性」に関するコンサルテーション・ペーパー（CP）**を公表した。
 - ▶ 利害関係者には、金融業界、会計事務所等、専門家、投資家、規制当局や、各法域の基準設定機関などが含まれる。
 - ▶ コメント募集は6月30日（月）まで

コンサルテーション・ペーパー（CP）について②

- 投資スキーム（集団投資ビークル及び年金基金を指す。）では、通常、企業内部で管理される機能を外部の関係者に依存している。IESBAは、これらの関係が、独立性の範囲が定められている「監査業務の依頼人」や「関連事業体」の定義に当てはまらないことを認識した。そのため、投資スキームの監査において、監査対象となる投資スキームのほかに、どこまで独立性を保持することが必要かが論点となる。そこで、そのような関係を「**Connected Parties : つながりのある当事者**」と定義し、独立性について検討することになった。
- 本CPの質問は、投資スキームに「つながりのある当事者」が、以下の3つの規準を満たす投資スキームの監査に関連している。
 - ▶ 投資スキームの意思決定と運営に責任を持つ。
 - ▶ 財務成績に大きな影響を与える可能性がある。
 - ▶ 会計記録又は財務諸表の作成に重要な影響を及ぼす立場にある。

コンサルテーション・ペーパー（CP）について③

- 投資スキームの監査においては「関連事業体」の定義が該当しないという構造は、監査人の独立性に対する阻害要因を識別し、対処するために慎重な検討が必要となる特定の関係性を生じさせる。
- 本CPでは、当該関係性を強調し、投資スキームの監査に関して、次頁以降のスライドで記載した事項について意見を求めている。
- 本会としては、投資スキームの制度や組織構造等の実態は、法域により多様であることから、IESBA倫理規程の中で画一的に規定を定めることは極めて困難であると考えており、そのため、「つながりのある当事者」に対する独立性に関する取扱いについては、法域の基準設定主体が職業会計士に対してセクション120における概念的枠組みに基づいて一貫した考慮事項を示すことができるように、セクション120における概念的枠組みの適用をサポートするための適用指針やスタッフQ&Aなどによる補足的なガイダンスを提供することが有益と考える旨を回答の冒頭に記載している。

質問事項 1

IESBA倫理規程における関連事業体の定義は、CIV/年金基金の監査の際に、監査人の独立性の評価に含める必要のある全ての関連する当事者を網羅していますか。
回答に当たってはその理由を記載してください。

- IESBA倫理規程における関連事業体の定義は、CIV/年金基金の監査の際に、監査人の独立性の評価に含める必要のある全ての関連する当事者を明確には網羅していないと考えられます。
- 現行のIESBA倫理規程における関連事業体の定義は、「支配」や「重要な影響力」の概念を基礎として識別される5類型を基礎としている一方で、「支配」や「重要な影響力」については定義しておらず、これらの概念について企業会計の基準等を参照することもしていません。伝統的な企業構造と同様の組織構造ないしガバナンス構造を有する投資スキームであれば、法域が適用する企業会計の基準等を参考にして、監査人が投資スキームと関連する当事者との間の「支配」や「重要な影響力」の有無を適切に判断することが可能であると考えられますが、伝統的な企業構造と同様の組織構造ないしガバナンス構造を有していない投資スキームについては、投資スキームの制度や組織構造等の実態が法域により多様であり、投資スキームと関連する当事者との関係を、「支配」や「重要な影響力」の有無に基づいて捕捉することは困難と考えられます。

質問事項 2 ①

本セクションの質問は、スキームとつながりのある当事者が第35項に定める規準を満たす場合、すなわち、つながりのある当事者が次に該当する場合のCIV/年金基金の監査に関係します。

- (a) 意思決定及び業務に責任を負う者
- (b) 財務業績に実質的な影響を及ぼすことができる者、又は
- (c) 会計記録又は財務諸表の作成に重要な影響を及ぼす立場にある者

上記の規準は、CIV/年金基金の監査における監査人の独立性の評価に関連して考慮すべきつながりのある当事者を特定するのに適切かつ十分であると考えますか。
回答に当たってはその理由を記載してください。

- 投資スキームは多様であり、伝統的な企業構造と同様の組織構造ないしガバナンス構造を有する投資スキームも存在します。本CPにおいて検討の対象となる投資スキームは、伝統的な企業構造と同様の組織構造ないしガバナンス構造を有していない投資スキームが該当するものと考えます。質問1に対する回答のとおり、伝統的な企業構造と同様の組織構造ないしガバナンス構造を有する投資スキームについては、現行のIESBA倫理規程における関連事業体の定義に基づき、その範囲を判断することになります。

質問事項 2 ②

- 一方、伝統的な企業構造と同様の組織構造ないしガバナンス構造を有していない投資スキームについては、現行のIESBA倫理規程における関連事業体の定義では、監査人の独立性の評価に影響を及ぼすと考えられる「つながりのある当事者」を捕捉することは困難である可能性もあることから、投資スキームと「つながりのある当事者」の関係又は状況に鑑みて「つながり」の程度が高いと判断する場合には、IESBA倫理規程セクション120に規定された概念的枠組みに基づき、監査業務チームが独立性を保持すべき事業体の範囲に「つながりのある当事者」を含める判断を行う可能性があると考えられます。
- 伝統的な企業構造と同様の組織構造ないしガバナンス構造を有していない投資スキームについて「つながり」の程度が高い可能性のある「つながりのある当事者」を識別するための考慮要件としては、コンサルテーション・ペーパー第35項における事項は適切であると考えます。一方、コンサルテーション・ペーパー第24項では、定型的かつ機械的な業務を提供するその他の当事者と、(a)投資スキームの意思決定及び業務に責任を負う者、(b)財務業績に実質的な影響を及ぼすことができる者又は(c)会計記録又は財務諸表の作成に重要な影響を及ぼす立場にある者に該当する当事者とを区別することが重要であるとされています。
- そのため、まず当該事業体が定型的かつ機械的な業務を提供するその他の当事者に該当するかどうかを判断し、これに該当しない事業体について、(a)、(b)又は(c)の規準を踏まえ、当該事業体と投資スキームとの「つながり」の程度を評価し、実態としてその程度が高いと判断する事業体については、投資スキームの監査において会計事務所等が独立性を保持する対象となる「つながりのある当事者」として識別することが適切であると考えられます。

質問事項 3

このようなつながりのある当事者（Connected parties）が存在する場合、CIV/年金基金の監査人となつながらある当事者との間の利害、関係又は状況から生じる独立性に対する阻害要因の識別、評価及び対処の方法について、IESBA倫理規程のセクション120に規定された概念的枠組みの適用が十分明確であると考えますか。明確でないと考える場合、投資スキームに関連するつながりのある当事者に適用されるIESBA倫理規程の概念的枠組みの適用について、追加的な明確化が必要であると考えますか。

回答に当たってはその理由を記載してください。

- IESBA倫理規程セクション120に規定された概念的枠組みは、長きにわたり実務に定着しており、IESBA倫理規程における規定も十分明確であると考えます。一方、伝統的な企業構造と同様の組織構造ないしガバナンス構造を有していない投資スキームに関し、監査業務チームが独立性を保持すべき事業体の範囲に「つながりのある当事者」を含めるかどうかの判断において、投資スキームの制度や組織構造等の実態が法域により多様であることから、「つながり」の程度を検討するための考慮事項を示すことは有用であると考えます。
- 例えば、適用指針やスタッフQ&Aにおいて、CP第35項の規準を踏まえながら、伝統的な企業構造と同様の組織構造ないしガバナンス構造を有していない投資スキームについて、「つながり」の程度の考慮事項を例示することが考えられます。

質問事項 4

CIV/年金基金の監査において、IESBA倫理規程セクション120に規定された概念的枠組みは、つながりのある当事者に関連する監査人の独立性の評価に関して、実務において一貫性をもって適用され则认为しますか。

回答に当たってはその理由を記載してください。

- IESBA倫理規程セクション120に規定された概念的枠組みは、長きにわたり実務に定着しており、IESBA倫理規程における規定も明確であることから、個々の監査業務の状況に応じて、これまでも職業的専門家としての判断の下で適切に適用されていると认为します。一方、伝統的な企業構造と同様の組織構造ないしガバナンス構造を有していない投資スキームの監査業務における一貫的な適用に関しては、例えば、適用指針やスタッフQAにおいて、CP第35項の規準を踏まえながら、「つながり」の程度の考慮事項を例示することが考えられます。
- なお、我が国では、特定の投資スキームの監査業務において、「つながり」の程度が高いと想定される特定の当事者（公募投資信託では委託会社、投資事業有限責任組合では無限責任組合員）に対して、独立性を保持している旨を監査報告書に記載する実務が定着しています。これらの特定の当事者及びその他の当事者に対する独立性の評価については、追加的かつ具体的な規定やガイダンスはないものの、こうした実務は、我が国の特定の投資スキームの監査業務に精通した監査人の判断を収斂したものとなっています。

質問事項 5

CIV/年金基金の監査人とつながりのある当事者との間で、対処すべき特定の利害、関係又は状況はありますか。

回答に当たってはその理由を記載してください。

- 投資スキームの制度や組織構造等の実態は法域により多様です。そのため、投資スキームの監査人と「つながりのある当事者」との間の利害、関係又は状況については、セクション120の概念的枠組みにおける基本的な考え方を踏まえ、各法域の基準設定主体が定めたガイダンス等に沿って判断することが適当と考えられます。

質問事項 6

貴法域では、監査人の独立性の観点から、CIV/年金基金の監査に関する要求事項又はガイダンスを定めていますか。

定めている場合、当該要求事項は、監査に特化した規則又はCIVに特化した規則に含まれていますか。詳細を記載してください。

- 倫理規則においては、投資スキームの監査に関連して、IESBA倫理規程を超える規定は設けていません。一方、質問項目4で記載したとおり、監査実務指針において、投資スキームの監査人が独立性を保持すべき当事者の範囲が規定されています。
- 我が国においては、伝統的な企業構造と同様の組織構造ないしガバナンス構造を有していない投資スキームの監査人は、投資信託については投資信託と投資信託委託会社、投資事業有限責任組合については有責組合と無限責任組合員に対して独立性を保持しています。

今後のスケジュール

- 本会

- ▶ 6月6日：倫理委員会審議
- ▶ 6月19日：役員会審議
- ▶ 6月30日：コメント提出期限、本会ウェブサイトへの公表

- IESBA

- ▶ 2025年6月末：本CPのコメント期間締切り
- ▶ 2025年第3四半期：コメントの検討
- ▶ 2025年末：IESBAに対する提言を含めた最終報告書
- ▶ 2026年以降：最終報告書に基づいた活動

●●信頼の力を未来へ
jicpa

◆日本公認会計士協会

2025年6月6日
第97回倫理委員会
配付資料No. **3**

会員からの職業倫理相談状況 (前回の倫理委員会以降)

2025/6/6



会員からの職業倫理相談状況（2025年5月）

- 2025年5月27日：2件
- 相談カテゴリー
 - 同時提供（1件）、その他（1件）

作業部会 審議日		相談事項
5月27日	①	監査補助者が監査業務の依頼人から研修講師を依頼された場合における受嘱の可否について
	②	税務コンサルティング業務等を提供していた税理士法人の代表社員又は社員による監査業務の提供について

●●信頼の力を未来へ
jicpa

◆日本公認会計士協会